

政令第二百五十三号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十二号）の施行に伴い、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「選挙人名簿の登録」を「立候補の特例」に改め、同条の表公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の項及び公職選挙法第二十三條第一項の項を削り、同表公職選挙法第四十六條の二第二項及び第八十六條の四第七項の項中「公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加え、「特例選挙期日」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に

関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項に規定する特例選挙期日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条 この政令による改正後の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる選挙から適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された同条の規定により行われる選挙については、なお従前の例による。

理由

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、公職選挙法の選挙人名簿の登録に関する規定の取扱いについて定めた規定を削除する必要があるからである。